

CREDIT GUARANTEE GUIDE

信用保証ガイド 2022



企業と歩む信用保証

群馬県信用保証協会



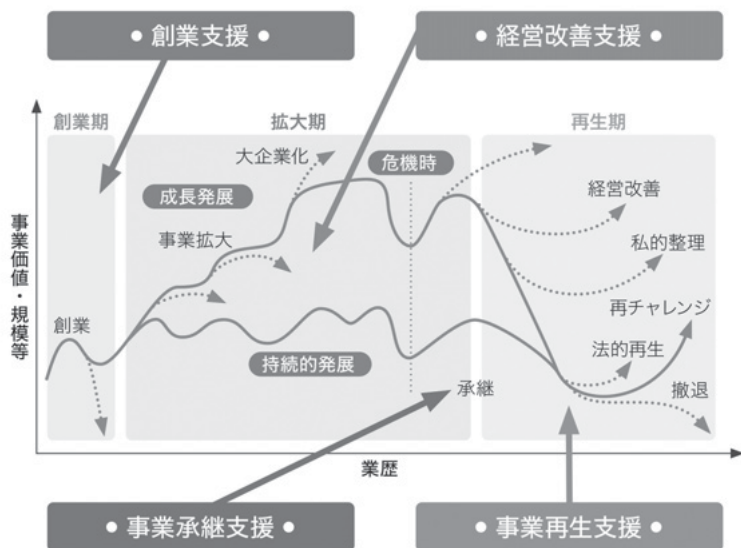
金融機関の皆さまへ

中小企業への経営支援は保証協会にご相談ください

信用保証協会は金融機関が中小企業・小規模事業者(以下「中小企業」という。)に融資を行う際、その融資に対して「信用保証」によって保証を付し、地域の金融円滑化を担う公的機関ですが、平成30年度より、その業務に「経営支援」が追加され、全国の信用保証協会は「信用保証業務」と「経営支援業務」をメイン業務とする機関となりました。

群馬県信用保証協会では、新しく追加された経営支援業務を「ライフステージに応じた支援」と称し、特に支援が必要とされる中小企業のライフステージを、創業期・経営改善期・事業承継期・事業再生期に分類し、経営支援業務を行っています。

ライフステージに応じた支援



▲「ライフステージに応じた支援」についてまとめた冊子「ぐんまグッドサポートガイド」

群馬県信用保証協会の経営相談窓口

当協会では中小企業及び金融機関の皆さまからの経営相談に応じています。お住まいの地域(※)に対応した部署、または相談内容をご確認のうえ、ご相談ください。(※詳細は本冊子裏表紙にてご確認ください。)

お住まいの地域	担当窓口・電話番号
前橋市、佐波郡	営業部 保証第一課 TEL027-231-8818
伊勢崎市、沼田市、渋川市、北群馬郡、吾妻郡、利根郡	営業部 保証第二課 TEL027-231-8819
高崎市	高崎支店 保証第一課 TEL027-362-7733
藤岡市、富岡市、安中市、多野郡、甘楽郡	高崎支店 保証第二課 TEL027-362-7733
桐生市、みどり市	桐生支店 保証課 TEL0277-43-6211
太田市、館林市、邑楽郡	太田支店 保証課 TEL0276-48-8811

相談内容	担当窓口・電話番号
女性の創業に関すること	女性創業応援チーム「シルキークレイン」 TEL027-226-6112
創業・経営改善・事業承継に関すること	保証統括部 経営支援課 TEL027-219-6003
事業再生に関すること	保証統括部 再生支援課 TEL027-225-5025

目 次

【信用保証制度のご案内】

伴走支援型特別保証のご案内	2
経営改善サポート保証(感染症対応型)のご案内	6
環境経営Gエール保証・環境経営Gエールプラス保証のご案内	8
事業承継特別保証のご案内	9

【信用保証事務手続きのご案内】

信用保証申込手続きについて	10
保証条件変更申込書等の書式を改正しました	11
個人情報の取り扱いに関する同意書について	12
事前相談・事前審査をご活用ください	12
各種保証制度に係るモニタリング報告について	13
当協会のホームページをご活用ください	14

【信用保証協会のご利用案内】

I 信用保証協会の概要	16
II 信用保証の内容	17
III 信用保証の対象となる中小企業	18

【主な保証制度一覧】

主な保証制度一覧	22
----------	----

反社会的勢力に係る企業等への保証はいたしません

1. 暴力団等の反社会的勢力は、信用保証の対象とはなりません

公共性の高い使命と重い社会的責任を負う信用保証協会としては、暴力団等の反社会的勢力に対しては信用保証を行いません。

また、申込人や保証人が、自らまたは第三者を利用して暴力的な要求行為や法的な責任を超えた不当な要求行為等を行う場合も保証の対象としておりません。

信用保証をご利用の際にご提出いただく信用保証委託契約書には、委託者ご本人または保証人が暴力団等の反社会的勢力に該当しないこと、またはそれに類する行為を現在かつ将来にわたり行わないことなどを表明、確約していただくため、反社会的勢力を排除する旨の条項を定めております。

暴力団等の反社会的勢力は、信用保証の対象とはなりませんのでご注意ください。

信用保証制度を不正に利用した場合は、法令により処罰されます。

2. 第三者が介在、介入する保証申込は取り扱いいたしません

信用保証協会では、信用保証制度を悪用する行為を排除し、公正な保証の取り扱いをするために、暴力団関係者や金融斡旋屋等の第三者が介在、介入する保証申込は取り扱いいたしません。

▼伴走支援型特別保証のご案内

新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている中小企業の皆さまの資金繰りをサポートする保証制度です。金融機関の皆さまには、制度をご利用中の中小企業を伴走支援していただきます。なお、本制度については群馬県制度融資「群馬県経営サポート資金Gタイプ」の融資対象要件となっていますので、「群馬県経営サポート資金Gタイプ」としてご利用いただくことも可能です。

※下表で【SN】と表記されている語句は【セーフティネット】と読み替えることができます。

●伴走支援型特別保証の概要

制度の特徴	・ 信用保証料の一部を国が補助するため、少ない負担で事業資金の借入をすることができます。 ・ 元金返済の据置期間が最長5年あるため、新型コロナウイルス感染症の収束まで返済負担を少なくすることができます。 ・ 貸付実行後、経営改善に関する金融機関のフォローアップ（伴走支援）がセットとなります。		
対象者	次の（１）～（３）のいずれかを満たし、かつ、経営行動計画書を作成した方		
	経営安定関連４号	経営安定関連５号	一般保証
	（１）SN保証４号の認定（新型コロナウイルス感染症に係るものに限り）を受けた方。	（２）SN保証５号の認定（売上高等の減少を要因とするものに限り）を受け、かつ次のいずれかに該当する方。 ①売上高等減少率が15%以上であること。 ②売上高等減少率が15%未満の場合、最近１か月間に対応する前年同月の売上高が令和２年１月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること。	（３）次のいずれかに該当する方。 ①最近１か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して15%以上減少していること。 ②最近１か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して５%以上減少し、かつ前年同月の売上高が令和２年１月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること。
添付書類（必須）	・ 経営行動計画書 ・（経営者保証免除対応を適用する場合は）経営者保証免除対応確認書		
	・ SN保証４号の認定書	・ SN保証５号の認定書 ・（資格要件②の場合は）売上高減少要件確認書（SN５号 ▲15%未満用）	・ 売上高減少要件確認書（一般保証用）
責任共有	責任共有対象外（100%）	責任共有対象（80%）	責任共有対象（80%）
対象資金	経営の安定に必要な事業資金		事業資金
保証料率	0.85%（経営者保証免除対応を適応する場合は1.05%）		右図「一般保証の保証料率・保証料補助」を参照。 ※条件変更に係る保証料は補助対象外
保証料補助	0.65%相当の額（経営者保証免除対応を適応する場合は0.85%）を国が補助。 ※条件変更に係る保証料は補助対象外		
保証限度額	6千万円		
貸付形式	証書貸付、手形貸付		

返済方法 保証期間	一括返済：1年以内 分割返済：10年以内（据置期間5年以内）
融資利率	金融機関所定利率
担保	必要に応じて徴求
保証人	・原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。 ・ただし、経営者保証免除対応を適用する場合は、法人代表者の連帯保証人を徴求しない。 【経営者保証免除対応】 次の①及び②を満たす場合、経営者保証を免除することができる。 ①令和2年1月29日時点における直近の決算から経営者保証免除対応確認書記入日時点における直近の決算までのいずれかにおいて資産超過であること。 ②直近の決算における法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等）について、社会通念上適切な範囲を超えていないこと。
取扱期間	令和5年3月31日まで

一般保証の保証料率・保証料補助

（単位：％）

通常料率	料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
	保証料補助	0.75	0.75	0.70	0.65	0.55	0.50	0.40	0.30	0.25
経営者保証免除対応の場合	料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	保証料率	2.10	1.95	1.75	1.55	1.35	1.20	1.00	0.80	0.65
	保証料補助	0.95	0.95	0.90	0.85	0.75	0.70	0.60	0.50	0.45

●本制度の詳細は当協会のホームページをご確認ください

お申込みに添付していただく書類や、金融機関による貸付実行後のフォローアップに係る参考資料等は、当協会のホームページに掲載していますので、ご活用ください。

添付書類	・経営行動計画書 ・売上高減少要件確認書（SN5号▲15%未満用） ・売上高減少要件確認書（一般保証用） ・経営者保証免除対応確認書
参考資料	・経営行動計画書記載例 ・フォローアップについて ・経営安定関連保証5号の様式例集（売上高減少率チェックポイント）
Access	当協会ホームページ → 金融機関専用ページ → 各種様式ダウンロード → 本制度

次項から添付書類である「経営行動計画書」の記載例をご紹介しますので、記載の際の参考にしてください。



記載例

計画策定日： 令和 ○年 ○月 ○日

経営行動計画書

1. 事業者名等

住 所	○○○○○○○○
法人名 代表者名 又は氏名	株式会社○○○○○○ 代表取締役 ○○○○

記載漏れにご注意ください。

【○○銀行】との対話を通して、現状認識及び今後のアクションプランを策定しました。
 今後 【○○銀行】との対話を継続し、アクションプランに取り組み、進捗の報告を行います。

【情報提供の同意】

伴走支援型特別保証制度を利用するにあたり、【○○銀行】が保有する以下に掲げる当社(私)の情報を以下に掲げる利用目的のために、信用保証協会及び経済産業省に対して提供することについて同意いたします。

1. 提供する情報	2. 提供先における利用目的
①決算・税務申告及び財務評価に関する情報 ②業種・従業員数	政策効果の検証

* 事業者名は経済産業省に提供されません。

【確認状況記載欄】

本計画書が申込人の意思に基づいて正しく記載されていること及び情報提供の同意について、次の通り確認しております。

確認年月日	確認時間	確認方法（該当する項目にチェック）	金融機関本支店名・確認者
令和○年○月○日	○時 ○分	☒ 電話 ☐ 来店面談 ☐ 訪問面談 ☐ その他（ ）	○○銀行△△支店 保証太郎

2. 現状認識（※1）

No.	項目	内 容
①	事業概要	金属板の板金加工及びそれを用いた機械装置組み立てを行う。
②	外部環境 事業の強み・弱み	取引先の生産調整により、受注減少傾向。 当社の強みは、他社にできない顧客の要望を実現する技術力。 弱みは、若手職員が定着しないことから、技能承継が進んでいない点。
	（課題）	技能承継
③	経営状況 財務状況	コロナの影響により、一時的に出社制限を行ったことから稼働率が低下。 現在、売上は回復しているが、一方で営業利益については減少。原因として~~~~などの理由があげられる。
	（課題）	利益率の改善

各指標については、
算出した値がマイナス値となっても、
マイナス値のままご記載ください。

計画策定日時点の直近の決算（申告）期を
ご記載ください。
 （例）計画策定日 令和4年7月1日
 直近の決算期 令和4年4月期

3. 財務分析

直近の決算期	令和○年4月期		
①売上増加率（売上持続性）(%)	9.3	④EBITDA有利子負債倍率（健全性）(倍)	0.4
②営業利益率（収益性）(%)	3.1	⑤営業運転資本回転期間（効率性）(か月)	1.0
③労働生産性（生産性）(千円)	571	⑥自己資本比率（安全性）(%)	27.1

* 表中の財務指標はローカルベンチマークにおける6指標となります。（※2）
 個人事業主の方は①②③のみ記載してください。

4. 具体的なアクションプラン

*「2. 現状認識」の課題（②③のいずれか1つでも可）について取組計画等を記載してください。計画1年目は、計画策定日の属する事業年度となります。改善目標指標には、「3. 財務分析」の①～⑥のいずれかの指標を記載し、目標値には同指標の計画年度毎の目標値を記載してください。

課題	取組計画等	主な取組				
		計画1年目 (計画策定年度) (令和〇年4月期)	計画2年目 (令和〇年4月期)	計画3年目 (令和〇年4月期)	計画4年目 (令和〇年4月期)	計画5年目 (令和〇年4月期)
技能承継	取組計画等	直近の決算期、次回の決算（申告）期をご記載ください。				
	取組計画	熟練工員の技能のマニュアル化・暗黙知をデジタル化し、工程設計の若手担当者に共有。				
	改善目標指標	労働生産性の向上。				
	目標値	600千円	700千円	800千円	900千円	1,000千円
利益率の改善	取組計画	外注比率を下げ、内製化を進める。				
	改善目標指標	営業利益率の向上。				
	目標値	3.5%	4.0%	5.0%	6.0%	7.0%

(本計画書中、別に添付する計画書で代える項目がある場合には項目名をチェックして下さい。)

☐ 2. 現状認識 ☐ 3. 財務分析 ☐ 4. 具体的なアクションプラン

以上

※1 「2. 現状認識」について、「ローカルベンチマーク」における非財務ヒアリングシートを作成している場合には、同シートの提出でも差し支えありません。ローカルベンチマークの概要については以下URLまたはQRコードをご参照ください。

https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/sangyokinyu/locaben/



※2 ローカルベンチマークの算出方法及び各指標の意義は以下『6つの財務指標』の通りです。

(参考) 財務分析の視点 ～6つの財務指標～

いま一度、計算式をご確認ください。

①売上増加率

【計算式】＝(売上高/前年度売上高)－1

【意義】キャッシュフローの源泉である売上高の増減率を確認することが可能であるとともに、事業者の成長ステージを判断するのに有用な指標です。

②営業利益率

【計算式】＝営業利益/売上高

【意義】本業の収益性を図る重要な指標であり、事業性を評価するための、収益性分析の最も基本的な指標です。

③労働生産性

【計算式】＝営業利益/従業員数

【意義】従業員1人当たりが獲得する営業利益を示すものであり、成長力、競争力等を評価する指標です。

・従業員数はパート及び派遣・契約社員を含みません。
・役員だけの企業の場合、従業員数は0人ではなく、1人となります。

④EBITDA有利子負債比率

【計算式】＝(借入金－現預金)/(営業利益＋減価償却費)

【意義】(営業利益＋減価償却費)の部分は営業キャッシュフローを簡易的に示すもので、有利子負債と当該営業キャッシュフローを比較しているため、倍率が低いほど返済能力があることを示す指標です。

⑤営業運転資本回転期間

【計算式】＝(売上債権＋棚卸資産－買入債務)/月商

【意義】営業運転資金とは、販売・提供した商品・サービスの売上債権を回収するまでに必要となる資金を示すものです。過去の値と比較すること、売上増減と比べた営業運転資金の増減を計測することができます。回収や支払等の取引条件の変化による必要運転資金の増減を把握するための指標です。

・売上債権＝売掛金＋受取手形。受取手形は割引手形を含みます。
・買入債務＝買掛金＋支払手形。支払手形は設備支払手形を含みません。

⑥自己資本比率

【計算式】＝純資産/総資産

【意義】総資産のうち、返済義務のない自己資本が占める比率を示し、安全性分析の最も基本的な指標です。

▼経営改善サポート保証(感染症対応型)のご案内

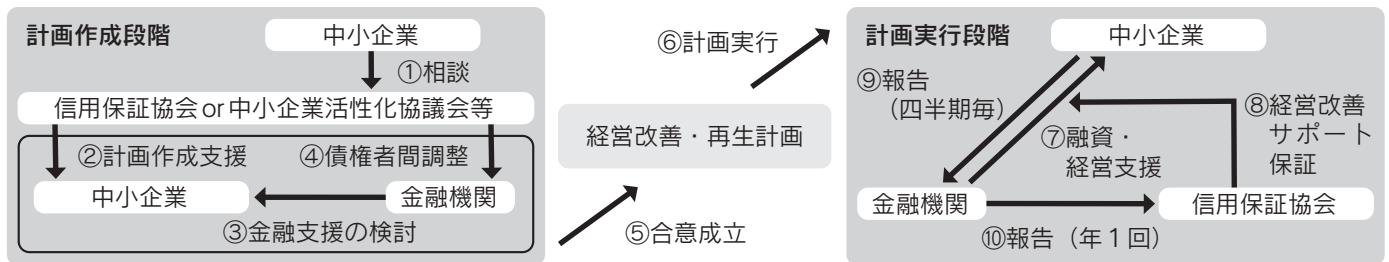
(正式名称：事業再生計画実施関連保証)

一定の要件により作成された事業計画書(※1)を基に、取引金融機関から経営改善の手法や時期、金融支援などの合意を得た中小企業の方が利用できます。本制度は、既存制度である「経営改善サポート保証」に新型コロナウイルス感染症の影響に係る時限措置(※2)として、各要件等の緩和や保証料の軽減措置を設けたものです。

●経営改善サポート保証(感染症対応型)の概要

対象者	下段の「事業計画書(※1)」に該当する計画に従って事業再生に取り組み、金融機関に対して計画の実行状況の報告を行う方(第二会社方式による新設会社も含む)。なお、計画は以下の①～③を満たすものまたは含むものとする。 ①債権者間の合意がとれているもの ②申込人の経営に係る現況・課題と課題を踏まえた改善策 ③計画期間中の各事業年度の収支計画および計画終了時の定量目標ならびにその達成に向けた具体的な行動計画		
保証限度額	2億8,000万円(一般保証とは別枠) ※中小企業者が組合等の場合は、4億8,000万円以内		
責任共有	金融機関が選択している責任共有制度の方式 (ただし、責任共有制度対象除外となる既往借入金を本制度で借り換える場合であって、既往借入金の範囲内の額を借り換える場合は、責任共有制度の対象除外となります。)		
対象資金	事業計画書(※1)に基づく運転・設備資金、借換資金		
保証期間	一括返済の場合：1年以内 分割返済の場合：15年以内(据置期間5年以内)		
保証人	・原則、法人代表者以外の連帯保証人は徴求しない。 ・ただし、経営者保証免除対応を適用する場合は、法人代表者の連帯保証人を徴求しない。 【経営者保証免除対応】 次の①及び②を満たす場合、経営者保証を免除することができる。 ①令和2年1月29日時点における直近の決算から経営者保証免除対応確認書記入日時点における直近の決算までのいずれかにおいて資産超過であること。 ②直近の決算における法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり(役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等)について、社会通念上適切な範囲を超えていないこと。		
保証料率	責任共有制度対象の場合：0.8%(経営者保証免除対応を適用する場合は1.0%) 責任共有制度対象除外の場合：1.0%(経営者保証免除対応を適用する場合は1.2%)		
保証料補助	責任共有制度対象の場合：0.6%(経営者保証免除対応を適用する場合は0.8%) 責任共有制度対象除外の場合：0.8%(経営者保証免除対応を適用する場合は1.0%) ※条件変更に係る保証料は補助対象外		
貸付金利	金融機関所定利率	担保	必要に応じて徴求
事業計画書(※1)	以下のいずれかの計画が必要となります。 ①中小企業基盤整備機構の指導または助言を受けて作成された事業再生の計画 ②認定支援機関(産業復興相談センターを含む)の指導または助言を受けて作成された事業再生の計画 ③特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画 ④整理回収機構が策定を支援した再生計画 ⑤地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画 ⑥東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画 ⑦私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画 ⑧自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成11年法律第158号)に基づく調停における調書(同法第17条第1項の調停条項によるものを除く。)又は同法第20条に規定する決定において特定されたもの ⑨中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画 ⑩中小企業基盤整備機構が産業競争力強化法第140条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画 ⑪経営サポート会議による検討に基づき作成または決定された事業再生の計画		
取扱期間(※2)	感染症対応型は令和5年3月31日まで (通常の「経営改善サポート保証」に期間制限はありません)		

●経営改善サポート保証(感染症対応型)の概要図



●制度のご利用には当協会の支援メニューをご活用ください

外部専門家派遣事業

当協会が、中小企業経営の専門家(中小企業診断士等)を、中小企業の事業所などに派遣します。専門家からアドバイスや経営診断を受けることができるほか、事業計画書の作成支援までご利用いただけます。本事業に係る費用は、国の補助金・当協会独自の補助を組み合わせ、中小企業の費用負担が軽減されるよう努めています。

本事業の詳細は当協会のホームページにてご確認ください。



詳細はこちら

405事業における費用補助

「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業(通称:①405事業、②ポストコロナ持続的発展計画事業(旧:プレ405事業))」は、中小企業活性化協議会(群馬県産業支援機構)が、その実施に係る費用補助を行っていますが、当協会においても①405事業に係る費用補助を行っています。

中小企業活性化協議会による費用補助に加え、当協会でもお客さまが負担する費用の2分の1(上限15万円)を補助します。対象となる方は、以下の1~3の全てに該当する方です。

1. 利用申請時点で当協会の保証を利用中であり、当協会関与のもと計画を作成した方
2. 認定支援機関による経営改善計画の策定支援が必要であると認められ、経営改善を図ろうとしている方
3. 経営サポート会議を活用している、または活用予定である方

※②ポストコロナ持続的発展計画事業(旧:プレ405事業)は当協会の費用補助対象外です。

経営サポート会議

中小企業、取引金融機関、支援機関等が一堂に集まる「経営サポート会議」を当協会が事務局となって開催します。中小企業から関係機関へ事業計画書を提示する場や、関係機関同士が今後の支援について目線合わせをする場としてご利用いただけます。

本会議の開催によって、左図「⑪経営サポート会議による検討に基づき作成または決定された事業再生の計画」の要件を満たすことができます。

●経営改善に係るご相談は経営支援課まで

経営改善サポート保証は、一定の要件により作成された事業計画書を基に、取引金融機関から経営改善の手法や時期、金融支援などの合意を得て、経営改善・事業再生を行う中小企業を応援する保証制度です。その性質から「自社の経営状況を客観的に把握する」「借入金のリファイナンスを行う」といった、「経営を見直す」ことができる保証制度となっています。

当協会では、中小企業の皆さまからの経営改善相談に、専門部署である「経営支援課」が対応しています。本制度の取り扱いや、中小企業の経営改善に関するお問い合わせは、ぜひ経営支援課までご相談ください。

お問い合わせ先

保証統括部 経営支援課 電話番号027-219-6003

▼環境経営Gエール保証・環境経営Gエールプラス保証のご案内

SDGs等の視点を取り入れた企業価値の向上に関心が高まるなか、環境に配慮した事業活動を行っている中小企業の皆さまの環境経営への取り組みを後押しする保証制度です。

●環境経営Gエール保証・環境経営Gエールプラス保証の概要

名称	環境経営Gエール保証	環境経営Gエールプラス保証
対象者	群馬県内において事業を営む中小企業	群馬県内において事業を営む中小企業 (法人に限る)
申込要件	次に掲げる環境マネジメントシステムのいずれかの認証を取得しており、返済緩和を実施していない方。 (1)ISO14001 (2)エコアクション21 (3)グリーン経営 (4)群馬県環境GS	「環境Gエール」の申込要件に加え、次の(1)～(5)に該当する方。 なお、更新時においては、「環境Gエール」の申込要件に加え、(3)～(5)を満たし、かつ、金融機関によるモニタリング報告を徴求する。但し、2回目迄の更新は、(4)(5)の要件を問わない。 (1)同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の決算(確定申告)を行っている方。 (2)申込金融機関において、現在プロパー融資の残高がある方。 (3)借入金について、現在返済緩和を実施していない方。 (4)直近の決算において、債務超過でない方。 (5)直近2期の決算において、いずれかの決算が経常利益を計上している方。
資金使途	運転資金及び設備資金	運転資金
保証限度額	2億8千万円	8千万円 「Gリピート保証」及び「Gリピートプラス保証」との合計額が直近決算書の平均月商の2倍以内。 1中小企業につき1口限り。
保証期間	10年以内(据置期間1年以内)	1年以内
返済方法	均等分割返済	一括返済
貸付金利	金融機関所定利率	
担保	必要に応じて徴求	
保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要	
信用保証料率	通常の保証料率から一律0.1%割り引いた料率とする。	通常の保証料率から一律0.2%割り引いた料率とする。
添付書類(必須)	・資格要件確認書 ・環境マネジメントシステムの認証を受けていることを示す書類の写し	
取扱期間	令和4年1月4日から令和6年3月31日 保証承諾分まで	

▼事業承継特別保証のご案内

中小企業の経営者の世代交代が進んでいないため、年々その平均年齢は上昇しています。こうした状況から、円滑な事業承継を行うことは、日本経済の活力ある発展に不可欠とされているため、国を挙げて事業承継を支援しています。

事業承継特別保証は、事業承継時に経営者保証を不要とする保証付き融資で、後継者の方の不安を和らげ、円滑な事業承継をサポートするための保証制度です。

●事業承継特別保証の概要

対象者	次の（１）または（２）に該当し、かつ、（３）に該当する方。 （１）保証申込受付日から３年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人 （２）令和２年１月１日から令和７年３月３１日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から３年を経過していないもの （３）次の①～④の要件をすべて満たしていること ① 資産超過であること ② EBITDA有利子負債倍率が１０倍以内であること ≪ EBITDA有利子負債倍率 ＝（借入金・社債－現預金）÷（営業利益＋減価償却費）≫ ③ 法人・個人の分離がなされていること ④ 保証申込日時時点で返済緩和している借入金がないこと（※）
資金使途	事業資金（既存のプロパー借入金（個人保証のあるもの）を借り換えることも可能） ※ただし、対象者（２）の要件に該当する場合は、事業承継前の借入金の借換資金に限る。
保証限度額	２億８千万円
保証期間	一括返済１年以内 分割返済１０年以内（据置期間は１年以内）
返済方法	一括返済または分割返済
担保	必要に応じて徴求
保証人	徴求しない
融資利率	金融機関所定利率
信用保証料率	０.４５％～１.９０％ ０.２０％～１.１５％（経営者保証コーディネーターによる確認を受けた場合）
申込方法	金融機関経由（与信取引のある金融機関に限る）
備考	・ 本制度は事前審査制です。 ・ 通常の申込書類のほかに必要な書類があります。 【必ず必要な書類】 （１）事業承継計画書 （２）財務要件等確認書 【ケースによっては必要な書類】 （１）借換債務等確認書…資金使途に借換資金を含む場合 （２）他行借換依頼書兼確認書…資金使途に申込金融機関以外の借換資金を含む場合 （３）事業承継時判断材料チェックシート…低率な信用保証料率の適用を受けようとする場合

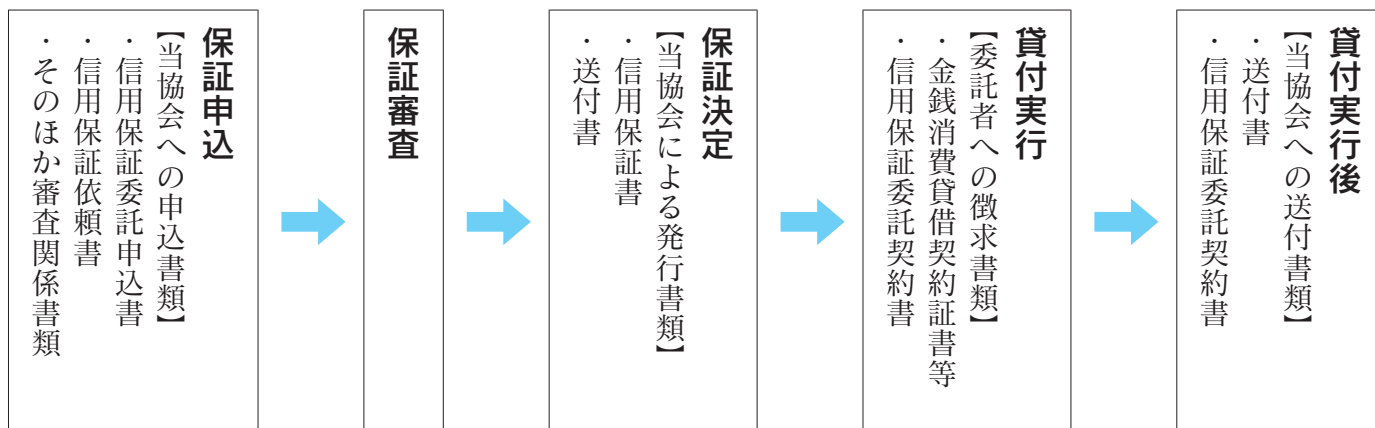
※時限措置により、コロナ禍以前（令和２年１月３１日以前）時点で返済緩和をしていなければ、保証申込日時時点で返済緩和をしている借入金があっても、本制度の利用要件を満たすことができます。



▼信用保証申込手続きについて

令和3年7月より「信用保証委託契約書」について、委託者（中小企業）から署名・捺印をいただく時期を変更いたしました。貸付実行時に委託者から署名・捺印をいただいた信用保証委託契約書を、信用保証書に同封された「送付書」と共に当協会までご送付ください。

●事務フロー図



●信用保証委託契約書の記載にご注意ください

実印をご使用ください

- ・ 信用保証委託契約書に押印する印鑑は実印となりますので、印鑑証明書との照合をお願いいたします。

住所・氏名等は印鑑証明書と同様に記載してください

- ・ 信用保証委託契約書に記載する「委託者」「連帯保証人」の住所・氏名等は、各々の印鑑証明書の記載内容と同様に記載してください。
- ・ なお、委託者が法人の時に限り、委託者欄への記載は、法人のゴム印による押印での取り扱いを可能としています。（ただし、代表者が連帯保証人となる場合であっても、連帯保証人の欄には自署での記載をお願いいたします。）

捨印による訂正は認められません

- ・ 捨印による訂正は認めていませんのでご注意ください。
- ・ 訂正が必要な場合は、再度お書き直しをいただくか、訂正印の使用をご検討ください。

訂正印の使用にはご注意ください

- ・ 訂正印による借入金額の訂正は認めていませんのでご注意ください。
- ・ 借入金額欄以外の箇所については訂正印による訂正が可能ですが、委託者及び連帯保証人全員の印影が必要となります。

そのほか記載漏れ等にご注意ください

- ・ 日付や金融機関名等の記載漏れにご注意ください。
- ・ 特に、借入形式欄の「2手形貸付（イ個別 □ 極度）」に○の付け漏れが散見されます。Gリピート（プラス）保証で手形貸付での借入形式が頻繁に利用されていますのでご注意ください。
 誤 2 手形貸付（イ 個別 □ 極度） ※チェックボックスではありません。
 正 2 手形貸付（イ 個別 ⊕ 極度）

信用保証委託契約書は信用保証契約の成立に係る重要な書類となりますので、金銭消費貸借対照表等と同様に慎重なお取り扱いをお願いいたします。

▼保証条件変更申込書等の書式を改正しました

令和4年4月1日より保証条件変更申込書・保証条件変更依頼書・事故報告書等の書式を改正しました。

今回の改正については、国や自治体をはじめとする「押印手続きの見直し」の流れに則り検討が進められたものです。協会・金融機関の双方に事務の効率化が認められるものとなっていますので、金融機関の皆さまにおかれましては、内容をご確認のうえ、ご対応をお願いいたします。

●改正した書式

書式名	主な改正点
①保証条件変更申込書	・下記参照
②保証条件変更依頼書	・下記参照
③被保証人名称・住所等変更届出書	・押印の廃止 ・新代表者の印鑑証明書の添付を追加
④連帯保証人名称・住所等変更届出書	・押印の廃止
⑤事故報告書	
⑥その他の書式	・当協会のホームページ（金融機関専用ページ）にてご確認ください。

保証条件変更申込書

◆申込人（中小企業）の押印が不要となります

- ・申込人への確認を前提として、金融機関で作成することが可能となり、申込人の押印が不要となります。
- ・押印を不要とする場合は、保証条件変更依頼書に申込人への確認状況を記載してください。（下記「保証条件変更依頼書」参照）

保証条件変更依頼書

◆金融機関の押印が不要となります

◆確認状況記載欄を新設します

- ・申込人に条件変更申込の意思確認を行ったことを、「確認状況記載欄」の「確認年月日」「確認時間」「確認方法」「金融機関確認者」に記載してください。保証条件変更申込書における申込人の押印を不要とすることができます。
- ・「確認状況記載欄」の記載方法は、信用保証依頼書の「確認状況記載欄」の考え方と同様です。

<イメージ図>

※事故報告提出先で、変更内容が「期間延長／返済方法変更」に該当し、前回条件変更（「期間延長／返済方法変更」）以降のプロパー貸付への返済に約定返済以外が含まれている場合には、その理由を次から選択してください。

1. 担保処分	3. その他（ 具体的内容 ）
2. 預金担保解約	

【確認状況記載欄】「申込書の内容を申込人が理解し、申込意思に基づいて正しく記載されていること」について、次の通り確認しております。

確認年月日	確認時間	確認方法	金融機関確認者
年 月 日	時 分	1 電話 2 来店面談 3 訪問面談 4 その他（ ）	

上記書式の改正に伴い、紙媒体で配布していた書式について、当協会ホームページからダウンロードしていただく配布方法に変更いたします。

Access	当協会ホームページ → 金融機関専用ページ → 各種様式ダウンロード → 該当欄
--------	--

※旧書式（紙媒体）については、破棄していただきますようお願いいたします。

▼個人情報の取扱いに関する同意書について

令和3年4月より「個人情報の取扱いに関する同意書」が「包括同意」となりました。包括同意となったことで、1度ご提出いただければ、その後に同意書をいただく必要はありません。

●個人情報の取扱いに関する同意書の整理表

書式名	使用パターン	提出・保管	同意形式
①個人情報の取扱いに関する同意書【保証協会提出用】	保証申込 事前審査	保証申込時（「保証申込事前審査依頼書」に基づく事前審査を含む）に、申込書類一式と一緒に当協会までご提出ください。	包括同意
②個人情報の提供に関する同意書【申込時・金融機関用】	保証申込	金融機関で大切に保管してください。	包括同意
③個人情報の取扱いに関する同意書【お客様（控）】	保証申込	同意者（お客さま）にお渡しして、大切に保管するようお願いください。	包括同意
④個人情報の提供に関する同意書（残高照会・事前相談用）	残高照会 事前相談	当協会窓口やお電話での事前相談時にご使用ください。 原本は金融機関保管ですが、当協会が写しのご提出をお願いする場合があります。	包括同意
⑤個人情報の提供に関する同意書【連絡所扱い小口用】	市町村小口制度 の保証申込	保証申込時に、申込書類一式と一緒に当協会連絡所（商工会・商工会議所）までご提出ください。	個別同意

※①～③は【包括同意書セット】を金融機関各店舗に配布していますのでご利用ください。

④⑤は当協会ホームページ（金融機関専用ページ）よりダウンロードしてご利用ください。

※⑤のみ個別同意となりますので、お申込の都度ご提出が必要です。ご注意ください。

※個人情報の取扱いに関する同意書【物上保証人用】は廃止となりました。物上保証人からの同意に関しても①個人情報の取扱いに関する同意書【保証協会提出用】をご提出ください。

▼事前相談・事前審査をご活用ください

正式な保証申込に至る前に、保証協会として保証の取り扱いが可能か、確認を行うことができますので、ご活用ください。個人情報の取扱い・提供に関する同意については上記にてご確認ください。

●事前相談・事前審査の整理表

	事前相談	事前審査
定義	正式な保証申込を行う前の保証取扱可否の相談	正式な保証申込を行う前の保証諾否審査の依頼
利用例	・当貸・カード当貸制度の利用可否照会を行う場合 ・保証債務残高の照会を行う場合 ・そのほか当協会に対し事前相談を行う場合	・事前審査が要件となっている保証制度（創業保証、事業承継特別保証等）を利用する場合 ・プロパーつなぎ融資を利用する場合 ・そのほか事前審査対応が適当と判断される場合
お問い合わせ方法	窓口での面談、電話照会等	保証申込事前審査依頼書を使用した事前審査申込
備考	—	事前審査が内定となった場合は、FAXまたはお電話にてご連絡いたします。正式な保証申込の際に必要な書類等をお伝えしますのでご確認ください。

▼各種保証制度に係るモニタリング報告について

令和3年4月より伴走支援型特別保証（P2）や経営改善サポート保証（感染症対応型）（P6）の取り扱いが始まったことに伴い、既存の保証制度に加えて、金融機関の皆さまからご提出をいただく業況報告（モニタリング報告）が多種多様となっていますので、ご提出いただく時期や頻度をご紹介します。

●金融機関によるモニタリング報告の整理表

制度名	提出頻度	モニタリング期間	報告期間	報告書書式
①経営安定関連保証（SN5号）（※1）	年2回	上期 （4月～9月） 下期 （10月～3月）	各半期末から 2か月以内	業況報告書 （※5）
②群馬県新型コロナウイルス感染症対応資金（※2）				
③危機関連保証				
④経営力強化保証（本制度と併用した自治体制度を含む）	年1回	各事業年度 （決算日の翌日から 翌決算日まで）	各事業年度終了後 4か月以内	事業計画実行状況等 報告書（例）（※5）
⑤経営改善サポート保証（感染症対応型を含む）				事業再生計画実行状況等報告書（例） （※5）
⑥伴走支援型特別保証制度（※3）				フォローアップ報告 （協会向け）（※6）
⑦群馬県創業者・再チャレンジ支援資金 B-2・B-3（※4）	1回	融資実行から 6か月後	融資実行から 8か月以内	モニタリング報告書 （※5）

- ※1 平成30年3月31日までに保証承諾した金額1,250万円以上の保証が対象となります（責任共有対象外の5号認定）。
- ※2 据置期間が1年を超える保証（初回返済日が貸付実行日の1年後の応答日の翌日以降となる場合）が対象となります。SN5号認定または危機関連認定を利用した保証でも、モニタリング報告の基準は本制度の基準に則ってください。
- ※3 他制度の業況報告の免除要件があります。
- ・中小企業者の事業年度ではなく、半期毎に報告を行う保証制度（①～③）を利用中の中小企業者に対し、本制度を保証期間3年を超えて実行し、基準月（3月・9月）の末日において同一金融機関で本制度と半期毎に報告を行う制度の残高がある場合は、半期毎に報告を行う制度分について報告したものとして取り扱ってよい。
 - ・なお、半期毎に報告を行う制度よりも本制度が先に完済となった場合及び期間短縮の条件変更により本制度の保証期間が結果的に3年以内となった場合、その後に基準月の末日を迎えても、半期毎に報告を行う制度の報告義務は復活しない。ただし、基準月の末日において本制度と半期毎に報告を行う制度の残高が併存しない場合は、一時的に併存した期間（例：4月から8月）があつたとしても、半期毎に報告を行う制度の報告が必要となる。
- ※4 報告書の提出は1回ですが、その後、融資実行後2期分の確定申告書をご提出いただきます。
- ※5 当協会ホームページ（金融機関専用ページ）に雛形がありますので、ダウンロードしてご利用ください。なお、①～③の業況報告書については金融機関の本母店を経由した電子媒体（Excel形式）での授受を推奨しています。
- ※6 書式は国から金融機関の皆さまへ提供されます。当協会では提供していません。

お客さまのもとへご訪問された際に、経営に関するお悩みや経営課題などのご相談を受けた場合は、当協会の経営支援課または営業部・各支店の保証課へご連絡ください。



▼当協会のホームページをご活用ください

当協会では中小企業及び金融機関の皆さまに迅速かつ効果的に情報をお届けするため、ホームページでの情報公開に注力しています。保証制度や事務手続き、各種イベントの最新情報などを掲載していますので、ぜひご活用ください。本項では日ごろの業務において特にお役立ていただけると思われる機能を紹介します。

●最新情報はホームページにてご確認ください

信用保証協会の業務に係る情報は、必要に応じて保証月報や信用保証ガイド等で紹介していますが、最新の情報はホームページにてご確認ください。特に、金融機関の皆さまへの影響が大きい保証制度や事務手続きの新設・変更等については、必ずホームページでお知らせしていますので、定期的にご確認ください。

Access	当協会ホームページ → お知らせ
	または
	当協会ホームページ → 金融機関専用ページ → お知らせ

●保証料シミュレーション

保証申込の際の信用保証料の目安として使用可能な「保証料シミュレーション」をご活用ください。

返済方法・借入金額・保証期間・保証料率を入力すれば、お支払いいただく保証料の目安を算出することができます。

(トップページバナー)

保証料シミュレーション

Click!

(制度案内)

区分	【1】	【2】	【3】	【4】	【5】	【6】	【7】	【8】	【9】
料率	1.80%	1.65%	1.45%	1.25%	1.05%	0.90%	0.70%	0.50%	0.35%

Click!

STEP1 返済方法を選択してください。

☐ 一括返済※1 ☒ 均等分割返済

※1 一括返済をご利用される場合は、一括返済を選択してください。

STEP2 次の項目を入力してください。

借入金額※2 円

※2 一括返済をご利用される場合は、借入額を入力してください。

保証期間 カ月

保証料率 % 保証料率を確認する

上記の内容で保証料を試算する場合は、【計算】ボタンをクリックしてください。

計算する

※本機能は【簡易版】となります。正確な信用保証料のお問い合わせについては、「保証料事前照会書」を担当部署までご提出ください。

●融資期間チェック表

当協会では根保証などの一部の保証制度を除き、保証期間を原則として期間保証（月数保証）で取り扱っています。該当融資に係るスケジュールが保証書に記載されている保証条件に合致しているか（融資期日が保証期間内であるか等）、融資実行前に必ずご確認ください。

Access	当協会ホームページ → 金融機関専用ページ → その他金融機関向け資料集
--------	--------------------------------------

●各種書式のダウンロード

保証申込や条件変更申込の際にそのままご使用いただける書式を掲示していますので、ダウンロードしてご使用ください。また、制度によっては参考資料等も掲示していますので、お申込みの際の参考にしてください。

11ページにてご案内した「信用保証条件変更申込書等の配布」に係る該当ページもこちらとなります。



●信用保証Q & A

金融機関の皆さまから頻繁にいただくご質問をまとめたQ & Aを掲示しています。使用シーンを想定し、保証申込時の手続き・保証承諾後の手続き・保証制度の3パターンに分かれています。

中には実務的に非常に踏み込んだ内容のQ & Aも掲示していますので、疑問点の解消や信用保証協会業務への理解度向上等にご活用ください。



●信用保証申込書等の記入マニュアル

保証申込に係る書式である「信用保証委託申込書」「申込人（企業）概要」「信用保証依頼書」「信用保証委託契約書」の記入マニュアルを掲示しています。保証申込の際にご活用ください。



様式	全頁数	印刷方法
 【記入マニュアル】信用保証申込書・保証人等明細（PDF：283KB）	2	両面
 【記入マニュアル】申込人（企業）概要（PDF：118KB）	1	—
 【記入マニュアル】信用保証依頼書（PDF：276KB）	2	両面
 【記入マニュアル】信用保証委託契約書（PDF：116KB）	1	—

スムーズな事務手続き実現に努めていますので、ぜひ当協会のホームページをご活用ください。

信用保証協会のご利用案内

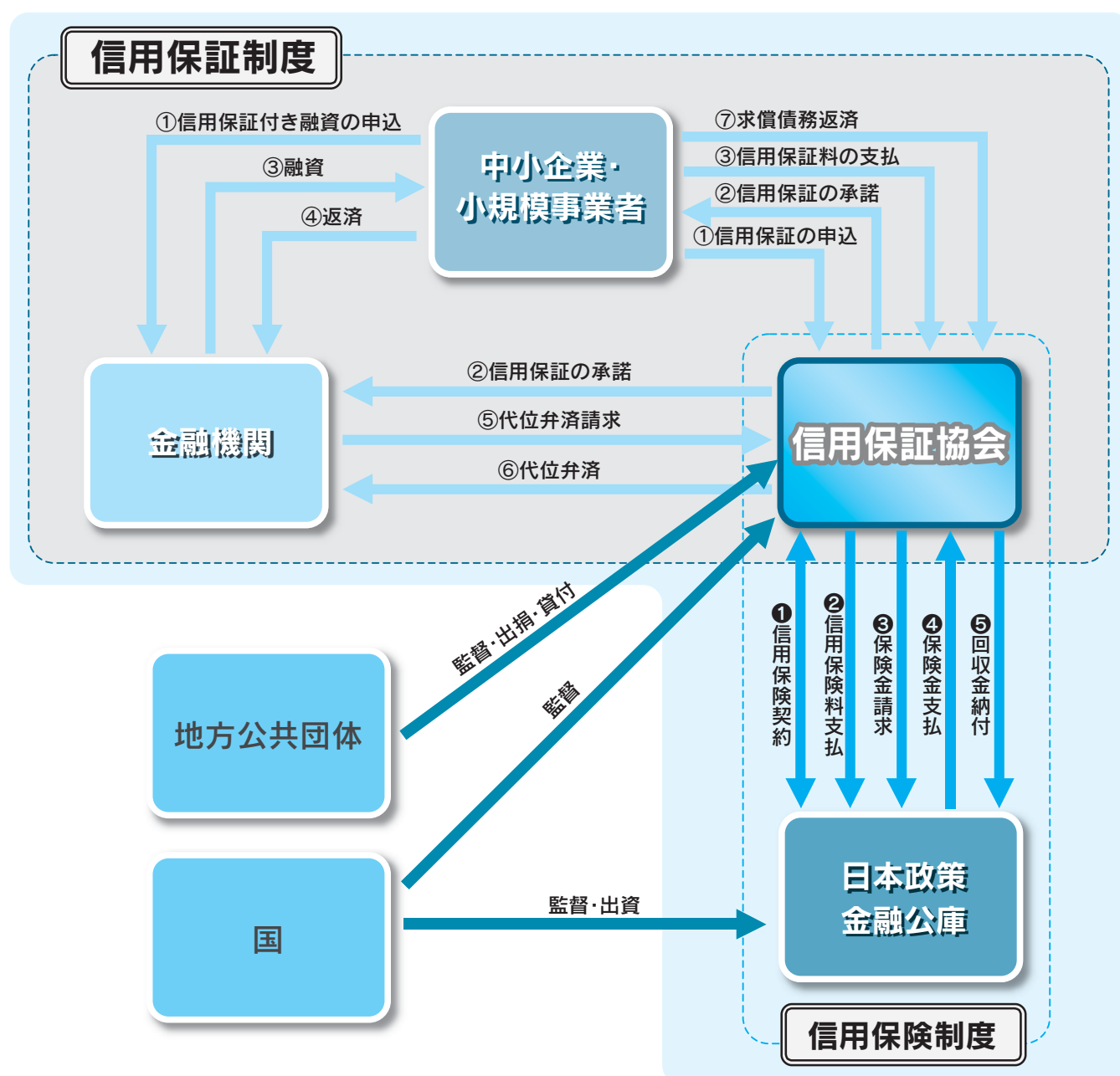
I 信用保証協会の概要

1 信用保証協会

信用保証協会は、「信用保証協会法（昭和28年8月10日法律第196号）」に基づき設立、運営されている公的な機関です。中小企業の皆さまが金融機関から事業資金の融資を受ける際、公的な機関として「信用保証」を行って、資金繰りをサポートするとともに、関係機関と連携して各種支援業務を行います。全国に51協会あり、群馬県においては群馬県信用保証協会が業務を行っています。

2 信用補完制度

信用補完制度は、中小企業、金融機関、信用保証協会の三者から成り立つ「信用保証制度」と、信用保証協会が行う債務の保証について日本政策金融公庫が再保険を行う「信用保険制度」の総称です。両制度は、相互に一体的に機能しています。



Ⅱ 信用保証の内容

1 保証限度額

1 企業者に対する保証限度額は下表のとおりです。

個人・法人	2億8,000万円
組合	4億8,000万円

このほか、国の各種政策目的により制定された特別保証について上記保証限度額とは別に保証限度額が設けられているものもあります（セーフティネット保証等）。詳細は、P22以降の「主な保証制度一覧表」をご覧ください。

2 資金使途

事業の経営に必要な運転資金、設備資金

3 担保・連帯保証人

担保は、必要に応じて提供していただきます。

連帯保証人は、原則として法人代表者以外は徴求いたしません。また、経営者保証に関するガイドラインの趣旨に照らして、連帯保証人を不要とする取り扱いをすることがあります。

4 信用保証料率

（1）一般的な保証における信用保証料率（弾力化）

信用保証協会では、信用保証を利用する中小企業から信用保証料をいただいています。信用保証料の計算に用いる信用保証料率は、個々の中小企業の財務状況などを考慮し、原則として9つの区分の中から適用されます。一般的な信用保証料率は下表のとおりです。

（単位：％）

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有制度対象外の信用保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
責任共有保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45

（2）信用保証料率の割引

担保を提供していただく場合や、会計参与を設置している等財務内容の透明性が高い法人、群馬県の県制度融資の一部などにおいては、信用保証料率の割引を行っています。

（3）一定の信用保証料率が適用される保証制度

一部の保証制度については、一定の信用保証料率が適用されます。下表はその代表的な保証制度です。

セーフティネット保証（1～4・6号）	0.80%	セーフティネット保証（5・7・8号）	0.68%
災害関係保証	0.80%	東日本大震災復興緊急保証	0.80%
創業関連保証	0.70%	特別小口保証	0.70%
創業チャレンジ資金	0.50%	女性・若者・シニアチャレンジ資金	0.45%
流動資産担保融資保証（ABL保証）	0.68%	危機関連保証	0.80%

信用保証料率に関して、ご不明な点がございましたら、営業部・各支店の保証課または保証統括部 保証推進課までお問い合わせください。

Ⅲ 信用保証の対象となる中小企業

1 人格

(1) 原則として対象となる人格

個人	個人事業者は対象となります。
会社等	株式会社、特例有限会社、合名会社、合資会社、合同会社、監査法人、特許業務法人、弁護士法人、税理士法人、司法書士法人、社会保険労務士法人、土地家屋調査士法人及び行政書士法人が対象となります。
組合	対象となります。次ページの【5 規模 (2) 組合の場合】を参照してください。
特定非営利活動法人 (NPO法人)	特定事業を行うNPO法人は原則として対象となります。ただし、個別法により中小企業者と「みなされた」NPO法人は、一部の保証制度のみ対象となります。

(2) 一部対象となる人格・対象とならない人格

一般社団法人 一般財団法人 社会福祉法人	医業を主たる事業とする場合は対象となります。
その他	学校法人・宗教法人・中間法人・有限責任事業組合 (LLP) は対象となりません。

※医業には、日本標準産業分類上の「病院」「一般診療所」「歯科診療所」「獣医業」及び「介護老人保健施設」が該当します。

※上表以外にも対象となる場合があります。

2 住所

群馬県内において事業を行っている中小企業で、下表の個人または法人が対象となります。なお、地方公共団体の制度融資では、別途定めがある場合があります。

個人	住居または事業所のいずれかが群馬県内にある方
法人	群馬県内に本店または事業所を有する中小企業

3 業種

商工業等の大部分の業種は信用保証の対象となりますが、主に次の業種は対象外となります。

主な対象外業種	・ 農業 ・ 林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く） ・ 漁業 ・ その他、信用保険法等で定める一部のサービス
---------	--

4 営業経歴

営業年数を問わず、客観的に事業を行っていることが明らかであれば対象となります。創業関連保証等、創業に係る一部の保証制度では、これから創業する方も保証の対象となります。なお、地方公共団体の制度融資では、別途定めがある場合があります。

5 規模

(1) 個人・会社の場合

個人の場合、常時使用する従業員の数が下表に該当すれば対象となります。

会社の場合、資本金と常時使用する従業員の数のいずれかが下表に該当すれば対象となります。

また、NPO 法人の場合は、常時使用する従業員の数が下表に該当すれば規模要件を満たすことになります。

【保証の対象となる企業規模】

業 種	資本金または出資金	常時使用する従業員
製造業等	3 億円以下	300 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
小売業（飲食業を含む）	5,000 万円以下	50 人以下
サービス業（士業法人を含む）	5,000 万円以下	100 人以下
医療法人等	—	300 人以下

次の政令特例業種については規模要件が異なります（NPO 法人には適用されません）。

業 種	資本金または出資金	常時使用する従業員
ゴム製品製造業 (自動車または航空機用タイヤ及びチューブ 製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3 億円以下	900 人以下
ソフトウェア業	3 億円以下	300 人以下
情報処理サービス業		
旅館業	5,000 万円以下	200 人以下

※ 製造業等の「等」とは、卸売業、小売業、サービス業以外の業種をいいます。

【例】建設業、不動産業（建物売買業、土地売買業、不動産賃貸業、貸家業、貸間業、不動産代理業・仲介業、不動産管理業）、運送業、通運事業、倉庫業、印刷業、出版業、電気・ガス供給業、生命・損害保険代理業、土石採取業、木材伐出業、鉱業、旅行業

※ 医療法人等とは、医療法人及び医療を主たる事業とする社会福祉法人、財団法人または社団法人をいいます。

※ 医業を営む個人の「常時使用する従業員」の規模要件は100人以下となります。

※ 中堅企業（破綻金融機関等関連）特別保証の規模要件等は、別に定められています。詳しくは当協会までお問い合わせください。

(2) 組合の場合

当該組合が保証対象事業を営むこと、またはその構成員の3分の2以上が保証対象事業を営むことなどが要件となっているため、組合自体の出資の総額及び従業員についての規制はありません（ただし、構成員に規則を設けるものもあります）。保証対象となる組合とその要件等詳細については、当協会までお問い合わせください。

6 許認可業種

免許・許可・認可・登録・届出等を必要とする業種（許認可業種）については、その許認可を取得していることが必要です。保証申込時に許認可証の写しをご提出していただきます。

許認可等を受けている方と借入名義人が一致していることが必要です。ただし、個人事業者の一部許認可については、借入人と許可名義人が異なっても対象となるものもあります。

また、許認可は、有効期間内であることが必要です。ただし、許認可の有効期間を経過していても、有効期限内に再申請の手続をしている場合については、許可申請書の写しをもって保証を行うことができます。許認可の再申請手続き中に保証を行った場合は、許可取得完了後に許認可証の写しをご提出していただきます。

【許認可の確認が必要な業種】(注) 許認可権者欄の () 内は、各根拠法による権限委任先

番号	業種	許可等	根拠法	有効期間	許認可権者
1	食料品製造業	許可	食品衛生法 (55条)	5 年を下らない期間	都道府県知事 (市長)
2	食料品販売業	許可	食品衛生法 (55条)	5 年を下らない期間	都道府県知事 (市長)
3	飲食店	許可	食品衛生法 (55条)	5 年を下らない期間	都道府県知事 (市長)
4	建設業	許可	建設業法 (3 条)	5 年	国土交通大臣 又は 都道府県知事
5	一般旅客自動車運送事業 (一般貸切旅客自動車運送事業を除く。)	許可	道路運送法 (4 条)	—	国土交通大臣 (地方運輸局長)
6	一般旅客自動車運送事業 (一般貸切旅客自動車運送事業に限る。)	許可	道路運送法 (4 条・8 条)	5 年	国土交通大臣 (地方運輸局長)
7	特定旅客自動車運送事業	許可	道路運送法 (43条)	—	国土交通大臣 (地方運輸局長)
8	自家用有償旅客運送事業	登録	道路運送法 (79条)	2 年又は 5 年 (更新時 2 年、3 年又は 5 年)	国土交通大臣 (地方運輸局長)
9	一般貨物自動車運送事業	許可	貨物自動車運送事業法 (3 条)	—	国土交通大臣 (地方運輸局長)
10	特定貨物自動車運送事業	許可	貨物自動車運送事業法 (35条)	—	国土交通大臣 (地方運輸局長)
11	旅館業	許可	旅館業法 (3 条)	—	都道府県知事 又は 市長
12	住宅宿泊事業	届出	住宅宿泊事業法 (3 条)	—	都道府県知事 (市長)
13	古物営業	許可	古物営業法 (3 条)	—	都道府県公安委員会
14	薬局	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (4 条)	6 年	都道府県知事
15	医薬品 (体外診断用医薬品を除く)・医薬部外品・化粧品製造販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (12条)	5 年 (薬局製造販売医薬品の製造販売は 6 年)	厚生労働大臣 (都道府県知事)
16	医薬品 (体外診断用医薬品を除く)・医薬部外品・化粧品製造業 (製造工程のうち保管のみを行う場合を除く)	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (13条)	5 年 (薬局製造販売医薬品の製造販売は 6 年)	厚生労働大臣 (都道府県知事)
17	医薬品 (体外診断用医薬品を除く)・医薬部外品・化粧品製造業 (製造工程のうち保管のみを行う場合に限る)	登録	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (13条の 2 の 2)	5 年	厚生労働大臣 (都道府県知事)
18	医療機器・体外診断用医薬品製造販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (23条の 2)	5 年	厚生労働大臣 (都道府県知事)
19	医療機器・体外診断用医薬品製造業	登録	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (23条の 2 の 3)	5 年	厚生労働大臣
20	再生医療等製品製造販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (23条の 20)	5 年	厚生労働大臣 (都道府県知事)
21	再生医療等製品製造業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (23条の 22)	5 年	厚生労働大臣
22	医薬品販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (24条)	6 年	都道府県知事
23	高度管理医療機器・特定保守管理医療機器販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (39条)	6 年	都道府県知事
24	高度管理医療機器・特定保守管理医療機器賃貸業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (39条)	6 年	都道府県知事
25	医療機器修理業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (40条の 2)	5 年	厚生労働大臣 (都道府県知事)

番号	業種	許可等	根拠法	有効期間	許認可権者
26	再生医療等製品販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（40条の5）	6年	都道府県知事
27	一般廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（7条）	2年	市町村長
28	産業廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（14条）	5年 （更新時5年又は7年）	都道府県知事
29	特別管理産業廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（14条の4）	5年 （更新時5年又は7年）	都道府県知事
30	有料職業紹介事業	許可	職業安定法（30条）	3年（更新時5年）	厚生労働大臣
31	病院・診療所・助産所	許可	医療法（7条）	－	都道府県知事
32	宅地建物取引業	免許	宅地建物取引業法（3条）	5年	国土交通大臣 又は 都道府県知事
33	酒類製造業	免許	酒税法（7条）	－	税務署長
34	酒母・もろみ製造業	免許	酒税法（8条）	－	税務署長
35	酒類販売業	免許	酒税法（9条）	－	税務署長
36	第1種高压ガス製造業	許可	高压ガス保安法（5条）	－	都道府県知事 又は 指定都市の長
37	液化石油ガス販売業	登録	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（3条）	－	経済産業大臣（経済産業局長） 又は 都道府県知事
38	労働者派遣事業	許可	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（5条）	3年（更新時5年）	厚生労働大臣
39	家畜商	免許	家畜商法（3条）	－	都道府県知事
40	浄化槽清掃業	許可	浄化槽法（35条）	期限を付すことができる （概ね2年）	市町村長
41	興行業	許可	興行場法（2条）	－	都道府県知事
42	浴場業	許可	公衆浴場法（2条）	－	都道府県知事
43	測量業	登録	測量法（55条）	5年	国土交通大臣
44	砂利採取業	登録	砂利採取法（3条）	－	都道府県知事
45	採石業	登録	採石法（32条）	－	都道府県知事
46	建築士事務所	登録	建築士法（23条）	5年	都道府県知事
47	電気工事業	登録	電気工事業の業務の適正化に関する法律（3条）	5年	経済産業大臣（経済産業局長） 又は 都道府県知事
48	自動車特定整備事業	認証	道路運送車両法（78条）	－	地方運輸局長
49	揮発油販売業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律（3条）	－	経済産業大臣（経済産業局長）
50	揮発油特定加工業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律（12条の2）	－	経済産業大臣（経済産業局長）
51	軽油特定加工業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律（12条の9）	－	経済産業大臣（経済産業局長）
52	接待飲食等営業	許可	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（3条）	－	都道府県公安委員会
53	遊技場営業	許可	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（3条）	－	都道府県公安委員会

主な保証制度一覧

保証制度名			制度略称 信用保証書の記載	適用となる保険	保証限度額 ※1
国の保証制度	1	一般保証	普通または長期	普通保険 無担保保険	2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)
	2	手形割引個別保証	手形割引	普通保険 無担保保険	2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)
	3	手形割引根保証	手形割引根保証	普通保険 無担保保険	2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)
	4	電子記録債権割引個別保証	でんさい	普通保険 無担保保険	2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)
	5	電子記録債権割引根保証	でんさい根保証	普通保険 無担保保険	2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)
	6	事業者カードローン 当座貸越根保証	カード当貸	普通保険 無担保保険	100万円以上 2,000万円
	7	当座貸越根保証	当座貸越	普通保険 無担保保険	100万円以上 2億8,000万円
	8	特別小口保証	特別小口	特別小口保険	2,000万円
	9	公害保証	公害防止	公害防止保険	5,000万円 (組合の場合 1億円)
	10	エネルギー対策保証	エネルギー対策	エネルギー対策保険	2億円 (組合の場合 4億円)
	11	海外投資関係保証	海外投資関係	海外投資関係保険	2億円 (組合の場合 4億円)
	12	新事業開拓保証	新事業開拓	新事業開拓保険	2億円 (組合の場合 4億円)
	13	事業再生保証 (DIP保証)	事業再生	事業再生保険	2億円
	14	特定社債保証 (保証付私募債)	特定社債	特定社債保険	4億5,000万円
	15	流動資産担保融資保証 (ABL保証)	ABL根保証 または ABL個別保証	流動資産担保保険	2億円
	16	一括支払契約保証	—	特定支払契約保険	10億円
	17	中堅企業(破綻金融機関 等関連)特別保証	中堅企業	破綻金融機関等関連 特別無担保保険 破綻金融機関等関連 特別保険	6億円
	18	借換保証	利用する制度名 または 環境借換経安 環境借換一般 環境外借換	保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります)	利用する保険及び保証制度の 定めるところによります。
	19	求償権消滅保証 (ランクアップ保証)	求償権消滅	保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります)	利用する保険及び保証制度の 定めるところによります。
	20	小口零細企業保証 (全国小口)	全国小口	保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります)	2,000万円
	21	経営力強化保証	経営力強化	普通保険 無担保保険	2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)
	22	自主廃業支援保証	自主廃業支援	普通保険 無担保保険	3,000万円
	23	財務要件型無保証人保証	財務型無保証人	普通保険 無担保保険	2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)

記載内容は簡略化しておりますので、各保証制度の詳細につきましては、当協会までお問い合わせください。

令和4年5月1日現在

保証期間 ※1		融資利率 (年率%)	保証料率(年率%) ※2		備 考
			責任共有対象	責任共有対象外	
20年以内(据置1年以内)		金融機関 所定	0.45～1.90%	—	
1年以内		金融機関 所定	0.45～1.90%	—	
1年間		金融機関 所定	0.39～1.62%	—	一定の保証金額の範囲内で手形割引を繰り返し利用することが可能です。
1年以内		金融機関 所定	0.45～1.90%	—	
1年間		金融機関 所定	0.39～1.62%	—	一定の保証金額の範囲内で電子記録債権割引を繰り返し利用することが可能です。
1年間もしくは2年間		金融機関 所定	0.39～1.62%	—	原則として担保は不要です。
1年間もしくは2年間		金融機関 所定	0.39～1.62%	—	5,000万円を超える場合は、原則として担保が必要です。
運転 設備	6年以内 8年以内	金融機関 所定	0.595%	0.70%	従業員20人(商業・サービス業は5人、ただし、サービス業のうち宿泊業及び娯楽業については20人)以下の中小企業者が保証対象となります。他の保証制度を利用していないことが条件となります。他種の保険を利用した場合は無担保保険に変更されます。
	7年以内	金融機関 所定	0.977%	1.15%	
	10年以内	金融機関 所定	0.977%	1.15%	
	10年以内	金融機関 所定	0.977%	1.15%	原則として担保が必要です。
	10年以内	金融機関 所定	0.977%	1.15%	
10年以内		金融機関 所定	—	2.20%	責任共有対象外(100%保証)となります。
2年以上 7年以内		金融機関 所定	0.45～1.90%	—	部分保証(保証割合80%)です。(発行最高限度額は5億6,000万円です)取扱金融機関との共同保証形式となります。保証金額が2億円を超える場合は担保が必要です。保証金額は普通保険及び無担保保険(ともに経営安定関連保険特例分を除く)並びに特定社債保険を合わせて5億円が上限となります。
根 保 証 個別保証	1年間 1年以内	金融機関 所定	0.68%	—	部分保証(保証割合80%)です。(融資限度額は2億5,000万円です)必ず流動資産を担保とする必要があります。
	1年以内	金融機関 所定	0.25～1.54%	—	部分保証(保証割合70%以下)です。保証形式は、根保証となります。
運転 設備 運転設備	5年以内(据置1年以内) 7年以内(据置1年以内) 7年以内(据置1年以内)	金融機関 所定	—	0.65% または 0.75%	破綻金融機関等と金融取引を行っていたために、金融機関との金融取引に支障が生じている中堅事業者を保証対象とする制度です。責任共有対象外(100%保証)となります。破綻金融機関等関連特別無担保保険利用の場合、基準料率0.65%、破綻金融機関等関連特別保険利用の場合、基準料率0.75%となります。
利用する保険及び保証制度の 定めるところによります。		金融機関 所定	利用する保険によって 決定します。		既往保証付融資の返済資金のほか、事業計画の内容に応じて当該返済資金以外の事業資金を含めることもできます。
利用する保険及び保証制度の 定めるところによります。		金融機関 所定	—	利用する保険 によって決定 します。	責任共有対象外(100%保証)となります。
10年以内(据置6ヶ月以内)		金融機関 所定	—	0.50～2.20% ※3	従業員20人(商業・サービス業は5人、ただし、サービス業のうち宿泊業及び娯楽業については20人)以下の中小企業者が保証対象となります。責任共有対象外(100%保証)となります。既往保証付融資との合計が2,000万円以下である必要があります。
一括返済 分割返済 運転 設備 借換	1年以内(据置1年以内) 10年以内(据置1年以内) 5年以内(据置1年以内) 7年以内(据置1年以内) 10年以内(据置1年以内)	金融機関 所定	0.45～1.75%	0.50～2.00% (*)	(*) 責任共有対象外の保証付融資を本保証制度で借換える場合(同額内の借換に限ります)のみ、責任共有制度対象外(100%保証)となります。
1年以内		金融機関 所定	0.45～1.90%	—	現在事業を行っている中小企業者であって、事業譲渡や経営者交代等による事業継続が見込めず、自主的な廃業を選択する中小企業者に対して、そのために必要となる事業資金を保証する制度です。
一括返済 分割返済 運転 設備 運転設備	2年以内 7年以内(据置1年以内) 10年以内(据置1年以内) 10年以内(据置1年以内)	金融機関 所定	0.45～1.90%	—	

保証制度名			制度略称 信用保証書の記載	適用となる保険	保証限度額 ※1
国の保証制度	24	事業承継特別保証制度	承継特別〇〇〇	普通保険 無担保保険	2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)
	25	セーフティネット保証 (経営安定関連保証)	経営安定関連	普通保険 無担保保険	2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)
国の保証制度(保険特例等)	26	経営革新関連保証	経営革新関連	普通保険 無担保保険 特別小口保険	2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)
	27	創業関連保証	創業関連	無担保保険	3,500万円
	28	再挑戦支援保証	再挑戦支援	無担保保険	3,500万円
	29	経営承継関連保証	経営承継関連	普通保険 無担保保険 特別小口保険	2億8,000万円
	30	東日本大震災復興緊急保証	震災緊急	普通保険 無担保保険 特別小口保険	2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)
	31	事業再生計画実施関連保証 (経営改善サポート保証)	改善サポート〇	普通保険 無担保保険 特別小口保険	2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)
	32	事業再生計画実施関連保証 (感染症対応型) (経営改善サポート保証 (感染症対応型))	改善サポ感染〇	普通保険 無担保保険 特別小口保険	2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)
	33	経営力向上関連保証	経営力向上関連 または 特例経営力向上	普通保険 無担保保険 特別小口保険	2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)
	34	地域経済牽引事業関連保証	地域牽引事業 または 特例地域牽引	普通保険 無担保保険 特別小口保険	2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)
	35	地域経済牽引支援関連保証	地域牽引支援	普通保険 無担保保険 特別小口保険	2億8,000万円
	36	危機関連保証	危機関連保証	普通保険 無担保保険 特別小口保険	2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)
	37	特定経営承継関連保証	特定経営承継	普通保険 無担保保険	2億8,000万円
	38	商店街活性化促進事業関連保証	商店街活性化事業	普通保険 無担保保険 特別小口保険	2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)
	39	経営承継準備関連保証	経営承継準備	普通保険 無担保保険 特別小口保険	2億8,000万円
	40	特定経営承継準備関連保証	特定経営承継準備	普通保険 無担保保険	2億8,000万円

記載内容は簡略化しておりますので、各保証制度の詳細につきましては、当協会までお問い合わせください。

令和4年5月1日現在

保証期間 ※1	融資利率 (年率%)	保証料率(年率%) ※2		備 考
		責任共有対象	責任共有対象外	
一括返済 1年以内 分割返済 10年以内 (据置1年以内)	金融機関 所定	0.45～1.90% (*)	—	令和2年1月1日以降に事業承継を行った事業者、若しくは保証申込から3年以内に事業承継を行う計画を有している法人が対象となります。 本制度は事前審査制となります。 (*) 経営者保証コーディネーターの確認を受けた場合は、0.20～1.15%となります。
10年以内 (据置1年以内)	金融機関 所定	0.68%	0.80% ※4	1～4、6号は責任共有対象外(100%保証)となります。 普通・無担保・特別小口保険について別枠で利用できます。 中小企業保険法第2条第4項第6号の認定の場合、保証限度額が2億8,000万円から3億8,000万円となります。
運転 5年以内 (据置1年以内) 設備 7年以内 (据置1年以内) 運転設備 7年以内 (据置1年以内)	金融機関 所定	0.68% ※5	※4	普通・無担保・特別小口保険について別枠で利用できます。 新事業開拓保険を利用する場合は、3億円(組合6億円)まで利用できます。 (ただし、他の新事業開拓保険分も含めます) 海外投資関係保険を利用する場合は、3億円(組合6億円)まで利用できます。 (ただし、他の海外投資関係保険分も含めます)
10年以内 (据置1年以内)	金融機関 所定	—	0.70%	責任共有対象外(100%保証)となります。 再挑戦支援保証と合わせて3,500万円が保証金額の上限となります。 (無担保保険8,000万円の枠内での利用となります。)
10年以内 (据置1年以内)	金融機関 所定	—	0.70%	責任共有対象外(100%保証)となります。 創業関連保証と合わせて3,500万円が保証金額の上限となります。 (無担保保険8,000万円の枠内での利用となります。)
運転 10年以内 設備 15年以内	金融機関 所定	0.45～1.90%	※4	普通・無担保・特別小口保険について別枠で利用できます。
10年以内 (据置2年以内)	金融機関 所定	—	0.80% ※4	責任共有対象外(100%保証)となります。 普通・無担保・特別小口保険について別枠で利用できますが、経営安定関連保険特例分及び災害関係保険特例並びに本保険特例分の合算で、普通保険に係る保証4億円、無担保保険に係る保証1億6千万円が保証限度額となります。
一括返済 1年以内 分割返済 15年以内 (据置1年以内)	金融機関 所定	0.68%	0.80% ※4	普通・無担保・特別小口保険について別枠で利用できます。 責任共有対象外の保証付融資を本保証制度で借換える場合(同額内の借換に限り)のみ、責任共有制度対象外(100%保証)となります。
一括返済 1年以内 分割返済 15年以内 (据置5年以内)	金融機関 所定	該当要件によって決定します。		普通・無担保・特別小口保険について別枠で利用できます。ただし、保証限度額については、事業再生計画実施関連保証と同枠です。 責任共有対象外の保証付融資を本保証制度で借換える場合(同額内の借換に限り)のみ、責任共有制度対象外(100%保証)となります。 ただし、危機関連認定の指定期間中に申込・貸付実行された経営安定関連5号認定を利用した保証付融資を本制度で借換える場合(同額内の借換に限り)は責任共有制度対象外(100%保証)となります。 国による保証料の補助が行われます。なお、条件変更に伴い追加して生じる保証料については、補助対象外となります。
運転 5年以内 (据置1年以内) 設備 7年以内 (据置1年以内)	金融機関 所定	0.68%	0.80% ※4	普通・無担保・特別小口保険について別枠で利用できます。 新事業開拓保険を利用する場合は、3億円(組合6億円)まで利用できます。 (ただし、他の新事業開拓保険分も含めます) 海外投資関係保険を利用する場合は、3億円(組合6億円)まで利用できます。 (ただし、他の海外投資関係保険分も含めます)
運転 10年以内 (据置1年以内) 設備 10年以内 (据置1年以内) 運転設備 10年以内 (据置1年以内)	金融機関 所定	0.68%	0.80% ※4	普通・無担保・特別小口保険について別枠で利用できます。
運転 10年以内 (据置1年以内) 設備 10年以内 (据置1年以内) 運転設備 10年以内 (据置1年以内)	金融機関 所定	0.977%	1.15%	普通・無担保・特別小口保険について別枠で利用できます。 承認連携支援計画に従って事業を行う一般社団法人及び一般財団法人を保証対象とする制度です。
10年以内 (据置2年以内)	金融機関 所定	—	0.80% ※4	責任共有対象外(100%保証)となります。 普通・無担保・特別小口保険について別枠で利用できますが、セーフティネット保証及び東日本大震災復興緊急保証、災害関係保証並びに本保証分の合算で、普通保険に係る保証4億円、無担保保険に係る保証1億6千万円が保証限度額となります。
運転 10年以内 (据置1年以内) 設備 15年以内 (据置1年以内)	金融機関 所定	0.45～1.90%	※4	事業承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じているとして、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者の代表者個人が対象となります。
10年以内 (据置1年以内)	金融機関 所定	0.68%	0.80% ※4	普通・無担保・特別小口保険について別枠で利用できます。 各市区町村が作成する、内閣総理大臣の認定を受けた地域再生計画に記載されている事業に係る資金が対象となります。
運転 10年以内 (据置1年以内) 設備 15年以内 (据置1年以内)	金融機関 所定	0.45～1.90%	※4	普通・無担保・特別小口保険について別枠で利用できます。 事業承継・その他の事情等により、事業活動の継続に支障を来しているとして、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者が対象となります。
運転 10年以内 (据置1年以内) 設備 15年以内 (据置1年以内)	金融機関 所定	1.15%	—	経済産業大臣の認定を受けた事業を営んでいない個人であり、中小企業者の経営の承継にかかる資金が対象となります。

保証制度名			制度略称 信用保証書の記載	適用となる保険	保証限度額 ※1
国の保証制度 (保険特例等)	41	経営承継借換関連保証	承継借換〇〇	普通保険 無担保保険 特別小口保険	2億8,000万円
	42	伴走支援型特別保証制度	伴走特別〇〇〇	普通保険 無担保保険	6,000万円
群馬県融資制度	43	群馬県小規模企業事業資金	県小規模	保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります)	2,000万円
	44	群馬県小規模企業事業資金 (小口零細企業資金)	県小規模小零	保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります)	2,000万円
	45	群馬県中小企業 パワーアップ資金	県パワーアップ または 県パワ新事業	保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります)	2億円 (内運転資金5,000万円)
	46	群馬県経営サポート資金 (Aタイプ: 経営強化関連要件)	県サポートA	保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります)	6,000万円
	47	群馬県経営サポート資金 (Bタイプ: セーフティネット保証等関連要件)	県サポートB	経営安定関連特例 1号・2号・5号、 または 東日本大震災復興緊急特例	6,000万円
	48	群馬県経営サポート資金 (Cタイプ: 災害復旧関連要件)	県サポC復旧	保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります)	5,000万円 (内運転資金3,000万円)
	49	群馬県経営サポート資金 (Fタイプ: 危機関連保証要件)	県サポートF	危機関連特例	3,000万円
	50	群馬県経営サポート資金 (Gタイプ: 伴走支援型特別保証要件)	県伴走特別〇〇	普通保険 無担保保険	6,000万円
	51	群馬県緊急経営改善資金	県緊急経営改善	保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります)	借換対象となる県制度融資の 既往融資残高
	52	群馬県中小企業 再生支援資金	県再生〇〇	A, B 保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります) C 事業再生保険	6,000万円
	53	群馬県創業者・再チャレンジ 支援資金 (Aタイプ)	県創業者A	保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります)	4,500万円 (内運転資金2,500万円)
	54	群馬県創業者・再チャレンジ 支援資金 (B-1タイプ)	県創業者B1	創業関連特例	3,500万円
	55	群馬県創業者・再チャレンジ 支援資金 (B-2タイプ)	県創業者B2	創業関連特例	3,500万円
	56	群馬県創業者・再チャレンジ 支援資金 (B-3タイプ)	県創業者B3	創業関連特例	3,500万円
	57	群馬県創業者・再チャレンジ 支援資金 (Cタイプ)	県創業者C	創業関連特例	3,500万円
	58	経営力強化アシスト資金	県アシスト	普通保険 無担保保険	6,000万円
	59	群馬県事業承継支援資金	県承継〇〇〇	保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります)	8,000万円

記載内容は簡略化しておりますので、各保証制度の詳細につきましては、当協会までお問い合わせください。

令和4年5月1日現在

保証期間 ※1	融資利率 (年率%)	保証料率(年率%) ※2		備 考
		責任共有対象	責任共有対象外	
一括返済 1年以内 分割返済 10年以内 (据置1年以内)	金融機関 所定	0.45～1.90% (*)	※4	保証申込から3年以内に事業承継を行う計画を有している法人が対象となります。 本制度は事前審査制となります。 (*) 経営者保証コーディネーターの確認を受けた場合は、0.20～1.15%となります。
一括返済 1年以内 分割返済 10年以内 (据置5年以内)	金融機関 所定	該当要件によって決定します。		国による保証料の補助が行われます。なお、条件変更に伴い追加して生じる保証料については、補助対象外となります。
運転 6年以内 (据置6ヶ月以内) 設備 8年以内 (据置6ヶ月以内)	1.95% 以内	0.373～ 1.730% ※7	利用する保険 によって 決定します。	利用可能な金融機関は、地銀、第二地銀、信金、信組です。 従業員20人(商業・サービス業は5人、ただし、サービス業のうち宿泊業及び娯楽業については20人)以下の中小企業者が保証対象となります。 平成25年度までに融資実行された小規模企業事業資金Bタイプ及び小口零細企業資金と合わせて、2,000万円以下である必要があります。
運転 6年以内 (据置6ヶ月以内) 設備 8年以内 (据置6ヶ月以内)	1.9% 以内	—	0.40～2.00% ※6	利用可能な金融機関は、地銀、第二地銀、信金、信組です。 従業員20人(商業・サービス業は5人、ただし、サービス業のうち宿泊業及び娯楽業については20人)以下の中小企業者が保証対象となります。 責任共有対象外(100%保証)となります。 既往保証付融資との合計が2,000万円以下である必要があります。
運転 7年以内 (据置1年以内) 設備 12年以内 (据置2年以内)	保証付の場合 1.4% 以内	利用する保険によって 決定します。		「新事業活動等促進要件」に該当する場合、融資利率は1.2%以内(保証付の場合)となります。
運転 10年以内 (据置1年以内) 設備 10年以内 (据置2年以内)	1.75% 以内	0.373～ 1.730% ※7	利用する保険 によって 決定します。	融資限度額はA B Cの各タイプ合計で1億2千万円です。 経営安定関連保険特例は利用できません。(ただし、同額内借換の場合を除く) 融資限度額には群馬県経営強化支援資金の融資残高を含みます。
運転 10年以内 (据置1年以内) 設備 10年以内 (据置2年以内)	1.75% 以内 令和5年3月末 まで1.1% 以内	0.68%	0.80% ※4	融資限度額はA B Cの各タイプ合計で1億2千万円です。 融資限度額には群馬県セーフティネット資金及び群馬県経営サポート資金Dタイプの融資残高を含みます。
運転 7年以内 (据置2年以内) 設備 10年以内 (据置2年以内)	1.75% 以内 令和5年3月末 まで1.1% 以内	0.373～ 1.730% ※7	利用する保険 によって 決定します。	融資限度額はA B Cの各タイプ合計で1億2千万円です。
運転 10年以内 (据置1年以内)	1.3% 以内 令和5年3月末 まで1.1% 以内	—	0.80%	融資限度額はA B Cと別枠になります。
運転 10年以内 (据置5年以内) 設備 10年以内 (据置5年以内)	1.1% 以内	該当要件によって決定します。		融資限度額はA B Cと別枠になります。 国による保証料の補助が行われます。なお、条件変更に伴い追加して生じる保証料については、補助対象外となります。
運転 10年以内 (据置1年以内)	保証付の場合 1.35% 以内	0.373～ 1.730% ※7	利用する保険 によって 決定します。	真水分の上乗せ(増額)は認められません。
A, B 運転10年以内 (据置1年以内) 設備12年以内 (据置2年以内) C 1年以内	A-1, A-2, B-1 1.75% 以内 B-2, C 金融機関所定	0.373～ 1.730% ※7	利用する保険 によって 決定します。	求償権消滅保証、事業再生保険を利用する場合は責任共有対象外(100%保証)となります。
運転 5年以内 (据置1年以内) 設備 10年以内 (据置2年以内)	1.55% 以内	0.373～ 1.730% ※7	利用する保険 によって 決定します。	融資限度額はA, B -1, B -2, B -3, Cの各タイプ合計で4,500万円です。
運転 5年以内 (据置1年以内) 設備 7年以内 (据置1年以内) 運転設備 7年以内 (据置1年以内)	1.5% 以内	—	0.70%	責任共有対象外(100%保証)となります。 融資限度額はA, B -1, B -2, B -3, Cの各タイプ合計で4,500万円です。
運転 5年以内 (据置1年以内) 設備 7年以内 (据置1年以内) 運転設備 7年以内 (据置1年以内)	1.5% 以内	—	0.50%	当協会または認定経営革新等支援機関から創業計画策定等の支援を受けた方が保証対象となります。 責任共有対象外(100%保証)となります。 融資限度額はA, B -1, B -2, B -3, Cの各タイプ合計で4,500万円です。
運転 5年以内 (据置1年以内) 設備 7年以内 (据置1年以内) 運転設備 7年以内 (据置1年以内)	1.5% 以内	—	0.45%	当協会または認定経営革新等支援機関から創業計画策定等の支援を受けた方で、女性又は若者(34歳以下)又はシニア(55歳以上)の方が保証対象となります。 責任共有対象外(100%保証)となります。 融資限度額はA, B -1, B -2, B -3, Cの各タイプ合計で4,500万円です。
運転 5年以内 (据置1年以内) 設備 7年以内 (据置1年以内) 運転設備 7年以内 (据置1年以内)	1.5% 以内	—	0.70%	再チャレンジを支援する制度です。 責任共有対象外(100%保証)となります。 融資限度額はA, B -1, B -2, B -3, Cの各タイプ合計で4,500万円です。
運転 5年以内 (据置1年以内) 設備 7年以内 (据置1年以内) 運転設備 7年以内 (据置1年以内) 借換 10年以内 (据置1年以内)	2.1% 以内	0.373～ 1.580%	0.40%～ 1.80%	責任共有対象外の保証付融資を本制度で借換える場合(同額内の借換に限り)のみ、責任共有制度対象外(100%保証)となります。 同額借換で借換える場合、融資限度額は借換対象となる既往債務残高となります。
運転 7年以内 (据置1年以内) 設備 10年以内 (据置2年以内)	1.6% 以内	利用する保険によって 決定します。		

保証制度名			制度略称 信用保証書の記載	適用となる保険	保証限度額 ※1
県・市町村 協調融資制度	60	小口資金	〇〇小口	保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります)	1,250万円
	61	特別小口資金	〇〇特小	特別小口保険 (保険特例を使用した 特別小口保険も含む)	1,250万円
独自	62	群馬銀行環境配慮型 私募債保証	群銀環境私募債	特定社債保険	2億円
	63	事業者カードローン当座貸越根保証 「Gライトカード」	Gライトカード	普通保険 無担保保険	100万円以上 500万円
	64	事業承継保証制度 「次世代サポート保証」	次世代サポート	普通保険 無担保保険	2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)
	65	事業承継サポート保証	承継サポート	普通保険 無担保保険	2億8,000万円
	66	SDGs 私募債保証	SDGs 私募債	特定社債保険	4億5,000万円
	67	金融機関連携協調支援保証 「令和パートナー保証」	令和パートナー	普通保険 無担保保険	7,000万円
	68	環境経営Gエール保証	環境Gエール	普通保険 無担保保険	2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)
	69	環境経営Gエールプラス保証	環境Gプラス	普通保険 無担保保険	8,000万円

- ※1 国の制度（一般保証含む）・当協会独自制度については、「保証限度額」「保証期間」を記載し、県・市町村制度については、「融資限度額」「融資期間」を記載しています。
- ※2 保証料率は基準料率を記載しています。貸付金額に対する率となります。
- ※3 普通保険、無担保保険を利用する場合、基準料率は0.50～2.20%となりますが、それ以外の保険を利用する場合は利用する保険によって決定します。
- ※4 特別小口保険を利用する場合、基準料率は0.70%となります。
- ※5 新事業開拓保険または海外投資関係保険を利用する場合、基準料率は責任共有対象0.977%となります。
- ※6 普通保険、無担保保険を利用する場合、基準料率は0.40～2.00%となりますが、それ以外の保険を利用する場合は利用する保険によって決定します。

記載内容は簡略化しておりますので、各保証制度の詳細につきましては、当協会までお問い合わせください。

令和4年5月1日現在

保証期間 ※1		融資利率 (年率%)	保証料率(年率%) ※2		備 考
			責任共有対象	責任共有対象外	
運転 設備	6年以内 (据置6ヶ月以内) 8年以内 (据置6ヶ月以内)	各市町村の 定め によります	利用する保険によって 決定します。		県・市町村の保証料補助があります。※8
運転 設備	6年以内 (据置6ヶ月以内) 8年以内 (据置6ヶ月以内)	各市町村の 定め によります	—	0.70%	従業員20人(商業・サービス業は5人、ただし、サービス業のうち宿泊業及び娯楽業については20人)以下の中小企業者が保証対象となります。 責任共有対象外(100%保証)です。 他の保証制度を利用していないことが条件となります。 市町村によって取扱いが異なりますので、詳細につきましては、各市町村へお問い合わせください。 県・市町村の保証料補助があります。※8
	7年以内	金融機関 所定	0.35～0.90%	—	部分保証(保証割合80%)です。(発行最高限度額は2億5,000万円です) 当協会と提携した金融機関のみ利用可能です。
	1年間もしくは2年間	金融機関 所定	0.39～1.62%	—	原則として担保は不要です。 本制度のご利用は1企業1件となります。
	15年以内	金融機関 所定	0.25～1.70%	—	
	15年以内 (据置2年以内)	金融機関 所定	0.45～1.90%	※4	
	7年以内	金融機関 所定	0.35～1.80%	—	部分保証(保証割合80%)です。(発行最高限度額は5億6,000万円です。)
	10年以内	金融機関 所定	0.45～1.90%	—	本保証の実行と同時に、保証付融資と同一期間でプロパー融資を協調融資して頂きます。 プロパー融資の協調割合については、今回の融資総額に対し、3割以上となります。 (既往借入金の借換を含む場合は、増額与信部分に協調割合が適用されます。)
	10年以内 (据置1年以内)	金融機関 所定	0.35～1.80%	—	「ISO14001」、「エコアクション21」、「グリーン経営」、「群馬県環境GS」のいずれかの環境マネジメントシステムを取得している中小企業者が対象です。
	1年以内	金融機関 所定	0.25～1.70%	—	本制度のご利用は1企業1件のみとなります。 「ISO14001」、「エコアクション21」、「グリーン経営」、「群馬県環境GS」のいずれかの環境マネジメントシステムを取得している中小企業者(法人)が対象です。

※7 普通保険、無担保保険を利用する場合、基準料率は0.373～1.730%となりますが、それ以外の保険を利用する場合は利用する保険によって決定します。

※8 各市町の一部融資制度については保証料補助がありますが、補助率が異なるため詳細につきましては当協会までお問い合わせください。

各制度の対象者、要件、条件、必要書類等詳細につきましては、当協会までお問い合わせください。

県・市町村の制度融資につきましては、本表掲載以外のものもございます。詳しくは、県・市町村または当協会までお問い合わせください。

群馬県信用保証協会業務区域図



- 本部・営業部
- 各支店

本部・営業部



〒371-0026 前橋市大手町三丁目3番1号
群馬県中小企業会館4・5・6階

総務部	総務課	TEL 027-231-8816	FAX 027-234-8823
企画課	TEL 027-231-8874	FAX 027-234-8823	
経理課	TEL 027-231-8674	FAX 027-234-8823	
情報システム課	TEL 027-231-8796	FAX 027-231-8338	
保証推進部	保証推進課	TEL 027-231-8875	FAX 027-231-8814
経営支援課	TEL 027-219-6003	FAX 027-231-8814	
経営支援課	TEL 027-225-5025	FAX 027-225-9052	
保証推進課	TEL 027-219-6001	FAX 027-231-8096	
管理推進部	管理推進課	TEL 027-231-8946	FAX 027-231-8424
代位弁済課	TEL 027-231-8842	FAX 027-231-8424	
営業部 (受付)	TEL 027-231-8817	FAX 027-231-9459	
保証第一課	TEL 027-231-8818	FAX 027-231-9459	
保証第二課	TEL 027-231-8819	FAX 027-231-9250	
管理課	TEL 027-231-8820	FAX 027-231-8096	
検査室	TEL 027-289-5205	FAX 027-234-8823	

女性創業応援チーム「シルキー・クレーン」
TEL 027-226-6112

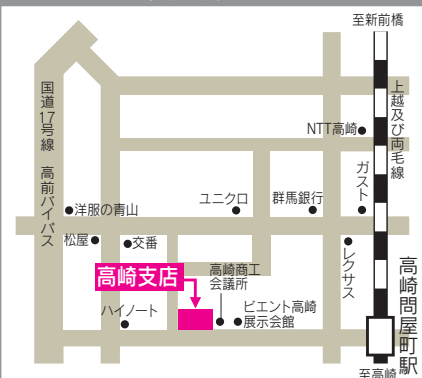
●業務区域

前橋市／伊勢崎市／沼田市／渋川市／北群馬郡／吾妻郡／利根郡／佐波郡

●駐車場

事務所構内に駐車場がございます。

高崎支店



〒370-0006 高崎市問屋町二丁目7番地2

保証第一課 TEL 027(362) 7733
保証第二課 TEL 027(362) 7734
管理課 FAX 027(363) 2223

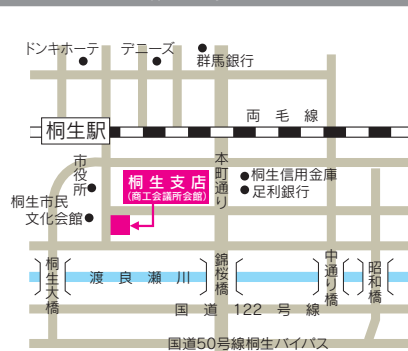
●業務区域

高崎市／藤岡市／富岡市／安中市／多野郡／甘楽郡

●駐車場

事務所構内に駐車場がございます。

桐生支店



〒376-0023 桐生市錦町三丁目1番25号
(桐生商工会議所会館4階)

保証課 TEL 0277(43) 6211
管理課 TEL 0277(43) 6212
FAX 0277(43) 9181

●業務区域

桐生市／みどり市

●駐車場

事務所構内に駐車場がございます。

太田支店



〒373-0851 太田市飯田町1180番地

保証課 TEL 0276(48) 8811
管理課 TEL 0276(48) 8812
FAX 0276(48) 8810

●業務区域

太田市／館林市／邑楽郡

●駐車場

駐車場が上記地図のとおりございます。